ID:　296-2

担当部署:　企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市都市公園条例　第10条第1項(第14条において準用する場合を含む。)
例規番号	昭和40年条例第13号

【根拠条文】

(使用料等)

第10条　法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2　第15条第1項の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する有料公園施設に係る第9条の2の規定による許可を受けた者は、前項の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

3　前項の利用料金は、指定管理者が、別表第4に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4　市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表第4(第10条関係)

1　公園施設を設ける場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月　1平方メートルにつき　46円

2　公園施設を管理する場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月　1平方メートルにつき　97円

3　有料公園施設を利用する場合

施設の種類		使用区分	使用料		超過料金
川西運動場	運動場	専用	1時間　720円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)　720円
朝日ケ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券　480円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券　240円	
		専用	2時間　72,000円(2時間未満は2時間とする。)		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 36,000円
海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券　400円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券　200円	

		専用	2時間　61,110円(2時間未満は2時間とする。)		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,550円
	温水プール	一般	大人(中学生以上)	1回券　810円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券　400円	
		回数券(11回)	大人(中学生以上)　8,140円		
			子供(4歳以上小学生以下) 4,070円		
		1月使用券	大人(中学生以上)　6,510円		
			子供(4歳以上小学生以下) 3,250円		
	駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間　610円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)　610円
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間　1,830円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,830円
	駐車場	一般	30分までごとに100円(最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	1回　480円	
			学生(高校生以下)	1回　240円	
		専用	平日　1時間　4,070円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,070円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　1時間　4,880円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,880円
	第1スポーツコート	専用	平日　1時間　500円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)　500円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　1時間　610円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)　610円
	第2スポーツコート	専用	平日　午前9時から正午まで　1時間　2,030円(1時間		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)

			未満は1時間とする。）	2,030円
			平日　正午から午後6時まで　1時間　5,090円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 5,090円
			平日　午後6時から午後10時まで　1時間　6,110円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 6,110円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　午前9時から午後10時まで　1時間 6,110円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 6,110円
		一般	1人1時間　500円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。）　500円
	会議室	専用	1時間　1,010円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 1,010円
	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,030円とする。	
芦屋公園	庭球場	専用	平日　1時間　1,520円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。）1,520円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　1時間　2,030円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。）2,030円
	会議室	専用	1時間　500円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。）500円
	駐車場	一般	30分までごとに100円（庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
南緑地	西駐車場、東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。	

備考

1　温水プールの回数券の有効期間については、購入日から3月間とする。

2　温水プールの1月使用券の有効期間については、購入日から1月間とする。

3　3歳児以下は、無料とする。

4　陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の5倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の3倍に相当する額とする。

4　有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分　2,130円	30分につき　2,130円

		(30分未満は30分とする。)	(30分未満は30分とする。)
	放送器具	1式　500円	
川西運動場	運動場照明	1時間　50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき　50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ケ丘公園	コインロッカー	1回　100円	
海浜公園	コインロッカー	1回　100円	
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間　450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき　450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間　910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき　910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式　500円	
	展示用ボード	1式　1日　1,010円 (1日未満は1日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	1時間　500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき　500円 (1時間未満は1時間とする。)

5　都市公園を占用する場合

占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月　1平方メートルにつき　536円
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月　1平方メートルにつき　536円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月　1平方メートルにつき　536円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年　1本につき　4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年　1本につき　3,096円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年　1本につき　2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年　1本につき　1,608円
標柱及び標識類	1月　1本につき　287円
公衆電話所	1年　1平方メートルにつき　3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年　1平方メートルにつき　3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年　1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの　120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの　156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの　240円

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの　312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの　468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの　624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの　1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの　1,548円 外径が1メートル以上のもの　3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年　1平方メートルにつき　3,444円

6　都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	1日　1平方メートルにつき　680円
業として行う写真の撮影	1日　1人につき　1,940円
業として行う映画の撮影	1日　1回につき　7,760円
興行その他これに類する行為	1日　1平方メートルにつき　50円

【基準】

根拠条文、芦屋市都市公園条例施行規則第9条の2及び第10条の規定による。

(駐車場使用料の上限額等)

第9条の2　海浜公園、芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場を使用する場合の条例別表第4　3有料公園施設を使用する場合の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　海浜公園　600円

(2)　芦屋中央公園　700円

(3)　芦屋公園　600円

2　前項に規定する駐車場を午前8時の前後を引き続いて使用する場合において、午前8時までの駐車場の使用料の額が条例別表第4　3有料公園施設を使用する場合の表で定める上限額に達している場合の午前8時からの駐車場の使用料の額は、同表のとおりとする。

(使用料の計算方法)

第10条　第9条の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　年額をもつて定める使用料は、使用の期間に1年未満の端数がある場合は、当該1年未満の期間を月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数については、1月として計算する。

(2)　月額をもつて定める使用料は、使用の期間に1月未満の端数がある場合は、当該1月未満の期間を1月として計算する。ただし、使用の期間が15日以内の場合は、月額の半額とする。

(3)　時間をもつて定める使用料は使用の時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。

(4)　30分をもつて定める使用料は使用の時間に30分未満の端数がある場合は、30分として計算する。

(5)　面積又は長さをもつて定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。

2　次条ただし書の場合においては、既納の使用料は、他日における使用料に充当することができる。

備考

【共通担当部署】
企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課
都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和7年4月1日